

第1回桃山公園指定管理者候補者選定委員会 議事要旨

【会議名】

第1回桃山公園指定管理者候補者選定委員会

【開催日時】

令和3年6月18日（金）11時15分から12時まで

【開催場所】

吹田市役所高層棟7階 第2会議室

【次第】

- 1 開会
- 2 議事
 - (1)桃山公園指定管理者候補者選定委員会の概要
 - (2)委員長及び副委員長の選出
 - (3)募集要項に係る審議
- 3 閉会

【配布資料】

- (資料1) 次第
- (資料2) 配席表
- (資料3) 委員名簿
- (資料4) 諮問書
- (資料5) 選定委員会の概要
- (資料6) 公募選定資料の構成
- (資料7) 桃山公園 魅力向上事業～概要版～（案）
- (資料8) 選定基準における評価項目（案） 桃山公園
- (資料9) 募集要項（案）
- (資料10) 吹田市都市公園条例
- (資料11) 吹田市都市公園条例施行規則
- (資料12) 吹田市指定管理者公募マニュアル
- (資料13) 桃山公園及び江坂公園の目指すべき姿（案）に対する意見募集結果について等

【出席委員】 ※順不同、敬称略

委員長：増田昇（LA まちづくり研究所 所長 / 大阪府立大学 名誉教授）
副委員長：澤木昌典（大阪大学 大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 都市環境
デザイン学領域 教授）
委員：上田萌子（大阪府立大学 大学院 生命環境科学研究科 助教）
委員：大内将弘（近畿税理士会吹田支部税務支援対策委員会 委員/大内会計事務所 税理士）

【欠席委員】

委員：梶木典子（神戸女子大学 家政学部 教授）

【会議の公開・非公開】

非公開（吹田市情報公開条例第7条第2号及び第4号に該当するため）

【傍聴者の数】

—

【発言の要旨】

1 開 会

事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第1回桃山公園指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、第1回会議のため、委員長及び副委員長が選任されておりません。したがって、委員長及び副委員長が選任されるまで、事務局が会議の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

開催にあたりまして、本選定委員会の事務局であります吹田市土木部長舩木からあいさつをさせていただきます。

【土木部長あいさつ】

事務局

続きまして、本日ご出席頂きました委員の皆様を委員名簿順に、ご紹介させていただきます。

【事務局から各委員の紹介】

事務局

以上、本日は4名で本選定委員会を構成いたします。なお、吹田市都市公園条例施行規則第20条第2項の規定により半数以上が出席していることから委員会を開催させていただきます。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局の担当職員を紹介します。事務局の職員につきましては、課長職以

上の職員のみを紹介します。

【事務局から事務局の担当職員の紹介】

2 議 事

(1) 桃山公園指定管理者候補者選定委員会の概要

事務局

それでは、議事に移らせていただきます。議事（1）「桃山公園指定管理者候補者選定委員会の概要」について、事務局からご説明させていただきます。

【事務局から「桃山公園指定管理者候補者選定委員会の概要」の説明】

事務局

ただ今の説明に関しまして、何かご質問はございますか。

(2) 委員長及び副委員長の選出

事務局

続きまして、議事（2）「委員長及び副委員長の選出」を進めてさせていただきます。

【委員長、副委員長を選任】

委員長：増田委員

副委員長：澤木委員に決定。

事務局

これより会議の進行を、委員長にお願いします。

(3) 募集要項に係る審議

委員長

議題につきまして、事務局から説明をお願いします。

【事務局より募集要項についての説明】

事務局

桃山公園の魅力向上事業の推進に伴い、近隣住民により「桃山公園の自然と環境を守る会」が立ち上げられました。守る会による署名活動が行われており、現時点で2,792通の署名が市長及び市議会議長あてに提出されています。請願内容は、次の3点です。

1. 桃山公園に商業施設を建てないでください。
2. 公園の樹木を伐らないでください。
3. 水鳥の来る池周辺を静かに保ってください。

市では、今回の署名及び要望書を受け取り、事業内容に反映できるものについては反映します。選定基準の評価項目に景観・環境保全といった要素を盛り込みます。

本日欠席の委員に対して、事務局から事前の説明を行っており、意見を2つ頂戴していますので報告いたします。

1点目は、吹田市が重要視している樹木の保全、新たに設置される施設の環境配慮事項等に対して一定レベルの基準・制約があるのなら募集要項に具体的に示したほうが良いのではないかと。

2点目は、公園利用者の安全安心の確保は極めて重要な要素であり、巡視及び点検の頻度等、一定の基準を仕様書に記載すると思うが、事業者による自主研修、セルフチェック、PDCA サイクルの取組についても具体的な提案を求め、評価できるようにした方が良いのではないかと。

委員長

委員の意見に対する事務局の回答はどうか。

事務局

反映しようと思っています。

委員長

物理的に改変してほしくない、保全すべきだという項目は募集要項の中に書き込もうということですか。

事務局

検討させていただきます。

委員長

もう一点、安全安心の為に巡視回数等については募集要項に盛り込まれますか。

事務局

仕様書に盛り込むよう検討しています。

委員長

他に、何か質問等がありますか。

委員

選定基準の評価項目の表についてです。

1点目が、全体計画の実施方針にふさわしい施設配置計画となっているかというところの確認です。桃山公園の場合はある程度施設の配置は決まっていると思うのですが、そのとおりになっているかという確認をする評価項目なのですか。あるいは、ちょっと違う配置になっているか、それはありなのですか。あるいは、必須の施設以外のものが提案された場合に適切かどうかを評価するということなのですか。そのあたりの確認をしておきたいです。

2点目が、先ほども景観や環境に配慮したということが強調されていましたが、こちらが配慮してもらいたい景観や環境が具体的に伝わるように募集要項の中で説明があった方が良くないかと思いました。特に配慮してもらいたい資源・大切にしたい雰囲気等、事例を入れた方が良くないかと思いました。

3点目は、指定管理の事業全体のところで、他では見られない新たな取組と書かれていますが、今回の審査の視点を拝見して全体的に応募者が持っているそれぞれの強みや個

性を評価する視点があまり入っていないと感じました。今回はコンセプトも決まっていますので、それに沿うということが重要で、強み等は求めないのですか。あるいは、求めているのであれば、他では見られないというところが唯一関連するのかなと思いますので、もう少し文言を加える等があっても良いかと思いました。

4点目は、指定管理の維持管理のところでは2つ視点が挙げられていますが、その違いが分かりづらいのかなと思いました。特に2つ目ですが、桃山公園はほとんど緑地と水辺が占めていますので、池は水利組合が管理しているということなのですが、緑地管理については、どのような管理をされるのかの具体的な提案をお示しいただいても良いのかと思います。緑地管理の提案はされているかという項目であっても良いのかと思いました。

5点目は、管理運営のところでは緊急時の対応に関することが書かれていまして、非常に重要な項目と思いますが、これに加えて公園が住宅地と近接していることに配慮すると、反対意見もあるので周辺地域に対する配慮をきちんとしてもらえるかというような文言も加えていただいてもいいかなと思いました。

委員長

委員と被っているのが、物理的制限をどこまで書くかという点です。それも含めて、実施方針にふさわしい施設配置計画となっているかというところについて、どういう意図で計画されていますか。

事務局

場所はほぼ決まっていますので、基本的にはこれに沿っていきたいです。ただ、提案によっては違う場所にとということも出てくるとは思いますが、それが自然や環境に配慮したものであれば禁止するものではないという考えです。

委員長

2点目の駐車場設置に対して、現存緑地率を指定したりなど、踏み込むのかという点はどうか。

事務局

具体的な事例を募集要項で示す、例えば駐車場を作るにしてもみどりに配慮した緑化舗装、木をできるだけ残すというような写真やイメージを募集要項に記載できればと考えております。

委員長

現存樹木を極力活用しながら、というような文言は書いても良いのではと思いますのでお考えいただければと思います。

3点目の、新たな取組という新たなところをどう理解したらよいのか。あるいは何を意図しているのかという点はどうか。

事務局

具体的な文言が書かれていないので、もう少しわかりやすい文言を考えたいと思います。

委員長

独自性や新規性が必ずしも価値があるとは思わないので、その辺の言葉の選択をきっちりしてもらおうと思います。突飛なことをすると点数がつくかという決めてそういうわけではないので。

4点目の維持管理の項目に関してはどこまで意図されていますか。既存樹木の保育管理をどこまで書き込むのか、課題として池の補修というか水質改善まで求めていますか。

事務局

現在の募集要項では、既存樹木・水質の管理までは求めています。指定管理者でやっていただけたらと思っています。

委員

水草の繁茂する時期に悪臭が発生し、快適な公園利用環境を損ねていますと書いてあるので、水質改善まである程度の期待をしていますか。

委員

竹林のことも書かれているので、竹林の保全管理について提案を求めているのか、意図や希望が分かるような形で記載する必要があるのかなと思います。

委員長

美観を保ち心地よい空間となっているという話と、景観や環境に配慮した具体的な取組はある意味同じことを言っているかもしれませんので、今のご意見みたいなものを踏まえて文言整理をしていただければと思います。

5点目、地域の理解、周辺への軋轢を発生させない等についてはどうですか。

事務局

周辺地域に配慮するという文言はありませんので、加える検討をしたいと思っています。

委員長

周辺の居住環境、住居系が中心となっているので、居住環境への軋轢等、そのあたりのことを謳い上げた方が良いのかもしれませんが。

ありがとうございます。他にありますか。

委員

パブコメの資料の提出意見に関しての市の考え方で、「以上の考えを正しくイメージできるよう、魅力向上イメージに示している水辺の活用写真を東屋の写真に修正します。」とありますが、これはどう活用されていますか。募集要項にも反映されますか。

事務局

目指すべき姿に記載している概要や課題は盛り込んでいますが、魅力向上イメージまで盛り込んでいないので、これを募集要項の中に入れていくのか、参考資料として応募者に示すのか検討中です。

委員

市の考え方は公開されているのですよね。公開されているということは、市民は写真を

変えてくれるということで、どういう風に納得していますか。

事務局

説明会があるのでそこでと考えています。

委員

説明会で新しく変えたもので説明し、整備後のイメージを正しくご理解いただくということですね。

あと、募集要項のⅡ－１ページのイの「特定公園施設の設置及び管理運営業務」の中に「市民が活躍するチャレンジショップの開催拠点」とありますが、何をイメージしていますか。

事務局

エントランス広場でのマルシェやキッチンカー等を想定しています。

委員

チャレンジショップという名称は、市内各所で定番の行事みたいなのをされているということですか。チャレンジショップというと、アンテナショップや商店街の空き店舗で高校生が何かするというようなイメージなのですが。解説がないと正しく伝わらないのかなと思います。

委員

基本的にはそこで小商いが発生しても良いという意味でしょう。

委員

仮設のマルシェみたいなものですね。

委員

そうですね。そのあたりは例えばマルシェのようなという記載を入れておかないと分からないです。

委員

キッチンカーやモビリティが取り入れられるようなしつらえをするのが必須と理解してもらおうということですか。

事務局

一定の整備としては必須ですが、キッチンカーやモビリティが取り入れられることを必須とするものではありません。

委員

Ⅱ－９（２）ページのア②に「モビリティカーの駐車ができるよう再整備」とありますが、バリカー等を撤去して写真のように再整備するということですか。

事務局

入口広場を作るという趣旨で書かせていただいたつもりです。現在も広場にはなっているのですが、そういった活動ができるスペースとしての意味合いです。

委員

チャレンジショップやモビリティカーという表現が伝わるのか。解説・補足をつけていただいた方が良いと思います。

事務局

わかりました。

委員

指定管理者職員の人員配置についてですが、週3日くらい2人分くらいを積算されていますか。

事務局

もう少し少ないです。

委員

もっと少ないのですか。

もう一つは維持管理の難しさです。既存樹林の手入れをしていくような積算にはなっていますか。そうではなくて粗放管理をしていくような積算になっていますか。

事務局

後者です。除草と中低木剪定の費用は積算していますが、高木剪定の費用は積算していません。

委員

入っていないのですね。倒木みたいな危険木対応くらいでしょうか。景観を整えるとか、樹林の保育管理のための間伐や枝抜きまでは入っていないということですね。樹林と池が中心の公園の維持管理が難しいところはそのあたりなのですよ。近年の状況ですが、台風21号でかなり高木の倒木が発生していて、公園の高木の維持管理が大きな課題となっているのですよね。

委員

評価項目の「事業の実施方針にふさわしい施設配置計画となっているか」について、基本的な配置計画はあるが多少変わっても問題ないとのことでしたが、今回の説明でも元々Dゾーンに駐車場を作るというのが入口に変わったということでした。応募者に対してそういう経緯、パブコメ等があったという説明がないのであれば、仮にDゾーンに駐車場を作ろうと応募してきた時点で審査で一発アウトとなるのはどうなのだろうと思います。桃山公園に関してはこういう経緯で配置が絞られますよというような説明が事前に応募者に対してあった方が良いのかなと思いました。

事務局

駐車場や売店の設置場所に関しては、募集要項に場所はここと記載させていただきます。トイレはもう少し北の方に集約した方が良いのではないかなど、市民意見や我々の思うところもあり、メリハリをつけた形で募集要項にも記載させていただこうと思っています。

委員

市民活動を誘発するような、市民活動の育成も中に入っていますか。チャレンジショップ等は放置していて勝手に出てくるものではないので。指定管理者が市民活動をどう誘発していくのか、どう人材を発掘していくのか、どう人材教育・育成していくのか等が入っていませんか。

事務局

入っていません。

委員

市民活動をどう誘発・発掘していくのか。あるいは育成するための費用等が本当はいるのですがね。これに関して極端なことを言うと、市民団体が3グループありますよね。現時点で市は一切金銭的支援をしていないのですか。

事務局

資機材を貸しています。その点は今後も変わらないと思います。

委員

今後も資機材は市が直接貸すのですか。

事務局

窓口を含めたコーディネートは指定管理者が行います。

委員

既存団体も含めて、指定管理業務の中でボランティア活動をどのように誘発し、調整していくのかは重要だと思います。それに関しては江坂の場合も。江坂の場合は企業も含めてですから相手の範囲が広がるのですけど。桃山は周辺の住民ということになると思うのですが。そのあたりが少し書き込まれていますか。

事務局

指定管理者に事務局的なコーディネート業務を担っていただくことをお願いしようとは思っているのですが、ボランティア等については具体的に書き込んでいないので、イメージできるように検討します。

委員

待っているだけでは市民活動は増えていかないので、具体的にどう積極的に働きかけをやっていくのかという話と、すでに活動されている方は、指定管理業務が入ったら自分たちが今までやってきたことが具体的にどう継承されるのか不安になられる。私の経験上、今まで市が直営しているからボランティアをしていたけど、民間事業者がやったら民間の収益性のためにボランティアしているようで矛盾を感じるというような発言が既存の活動団体から出てきます。市民活動を誘発・継続するということは、そういったことをきっちり書いておかないと、花壇・竹林・清掃の活動をなくしてしまうのはもったいない話で周囲の方々に失礼な話だと思うし、そのあたりをどうフォローアップするかという話です。

委員長

他に何か意見はありませんか。

委員

募集要項の役割分担の求める提案というところに、こんな提案してねということが要約して入っているのですが、他のところに書かれているのと整合しているのかの確認をしていただければと思います。遊戯広場のインクルーシブという言葉が出てきますが、他のところに出てきていないように思うのですが。ユニバーサルデザインとインクルーシブデザインとの違いをどう考えていますか。

委員

最近ユニバーサルデザインよりも一歩踏み込んでインクルーシブデザインというのが言われています。

事務局

整合性について検討します。

委員

条例等の関係でユニバーサルと言わないといけないのかもしれませんが。

事務局

我々もユニバーサルの発想はそもそも持っているのですが、最近踏み込んでインクルーシブと使わせていただいています。

委員

インクルーシブまで行くとトイレも変えないといけない。

委員

先ほどの江坂公園の議論と一緒に部分は同じように見てください。審査項目と加点要素の整理をした方がよいのではないかと思います。反対が起こっているというところは、募集要項に書くのではなく現場説明の時に説明するのですか。それはどう説明しますか。

事務局

募集要項には反対が起こっていることを書いていませんので、現場説明の時にしたいと考えています。

委員

募集要項には反対意見が出ているとは書きにくいかもしれませんね。現場説明の時にはそういう状況がありますよということは、必ず重要事項として伝えておかないといけないと思います。

あとは、先ほど委員がおっしゃったように募集要項の中に他の施設の写真を持ってきてイメージを写真で伝達するというような話は、ちょっと難しいのではないかと思います。そのとおりに作れというようになってしまうので。パブコメで回答されているので、そのあたりの扱いを考えないといけないと思います。

委員

魅力向上イメージを住民との約束のように位置付けているのかなという感じですが。

住民側としてはパブコメでこう回答しているので応募者に伝わっていないのではないかというも出てきますし。住民説明会でその辺をしっかりと説明いただいて理解していただかないと。住民はこういう提案が出てくるというイメージで納得しましたみたいな、後で全然違うじゃないかといっぱい意見が出てくる気がします。

委員

写真を入れるとなったら、写真の何を担保したことになるのですかというところまで話が及んでいくと難しいです。パークセンターや売店は木造建築で約束したじゃないか等の話に行く場合もあるし。そうではないですみたいな話になります。

委員

写真を入れ替えて、コンビニの写真を使って、コンビニではありませんといったパブコメの対応は異質です。ここは違うよと書いてあげるのも回答なのかなと思ったのですが。

委員

住民説明会の時に手続きをきっちり踏んでおかないと事業が前に進まなくなる恐れがあるので、そうならないようにするのが非常に重要だと思います。

事務局

今回の事業が、我々が設計図を描いて発注するものではないということや、イメージはあくまでイメージで決定したものではないということを説明していますが、より丁寧に説明します。

委員

審査の時は環境配慮と景観配慮はこんな風にしていきますとか。そうでないと、極端なことを言うと、公募そのものをやるべきではないというようなことが言われていますよね。選定委員会を開催するのをもうちょっと踏みとどまるようにということまで。

委員長

他はいかがでしょう、よろしいですか。次回の会議が7月13日ですから、もう一度集まって最終の募集要項の議論をする機会がありますので、今日いただいた意見プラス、家に持ち帰って募集要項に関して気になる点があれば事務局へ各委員が意見提出するというのはどうでしょう。1週間くらいの間にももしも追加質問があれば事務局へ出していただくということよろしいですか。

ありがとうございます。桃山公園指定管理者候補者選定委員会はこれで終了したいと思います。

事務局

ありがとうございました。